

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等認定要領

第1 趣旨

この要領は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官通知。（以下「国実施要綱」という。））別記2の第5の1の（1）のイの（ア）、別記4の第7の3の（1）のケに定める「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると都道府県が認める」（以下「県が認める研修機関等」という。）について必要な事項を定める。

第2 定義

この要領で定める県が認める研修機関等は、次のとおりとする。

- 1 静岡県立農林環境専門職大学
- 2 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
- 3 1及び2以外の静岡県内に所在する農業者研修教育施設、専門学校、国立研究機関、独立行政法人等（以下「教育機関等」という。）
- 4 地域における次世代の農業者育成を目的に設置された団体で、実習と講義を組み合わせた農業者育成のための実践研修を行う研修機関（以下「研修団体」という。）
- 5 県内で農業を営む先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）

第3 研修機関等の認定

県が認める研修機関等として、次のいずれかに該当する者について認定する。

- 1 静岡県立農林環境専門職大学
- 2 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
- 3 上記1及び2に準じ、就農に必要な農業技術や経営ノウハウが習得できる研修機関等で、第4の規定に基づく認定審査により県が特に認めるもの

第4 研修機関等の認定審査

第3の3に規定する、県が特に認める研修機関等の認定審査の手続きについては、次のとおりとする。

1 申請

研修機関等の認定を希望する研修機関等は、「研修機関等認定（変更）申請書」（別紙様式第1号）に添付書類を添えて県へ提出するものとする。

（1）提出先

ア 教育機関等：県経済産業部農業局農業ビジネス課

イ 研修団体又は先進農家等：所在する市町を管轄する県農林事務所

(2) 提出期限

別に県が定める研修計画の提出期限に同じ

2 審査

県は、認定を受けようとする研修機関等について、研修機関等認定基準に基づき審査を実施する。

(1) 審査基準

研修機関等認定基準を満たすもの。

(2) 審査方法

県は別に定める研修計画の審査会により、研修機関等の認定について審査を行う。

(3) 審査結果

県は、審査結果に基づき、認定の可否について、申請のあった研修機関等に速やかに通知する。

第5 研修機関等の公表

県は認定した研修機関等について、公表するものとする。

第6 研修機関等の認定内容の変更

研修機関等は、研修カリキュラムの変更または追加を行うときは、第4の1の手続に準じて変更の承認を申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く）。なお、次の項目について変更を行った場合については、「研修機関等認定事項の変更届」（別紙様式第2号）により速やかにその内容を届け出る。

- 1 代表者名
- 2 所在地及び連絡先
- 3 研修管理責任者
- 4 構成員の所属、役職の追加、変更等
- 5 その他（知事が特に認めたもの）

第7 研修機関等の認定期間

第4の規定により県が特に認めた研修機関等の認定期間は、認定年度を含めて3年間とする（令和3年度までに農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業等研修機関等認定要領に基づき認定した研修機関等については、認定年度を含めて3年間とする）。認定期間を過ぎた研修機関等は、第4の手続きを経て認定期間を延長することができる。

第8 研修機関等の認定の辞退

研修機関等は、第4の2（3）による認定を辞退する場合は、研修機関等認定辞退届（別紙様式第3号）により届け出る。

第9 研修機関等の認定の取り消し

県は、次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないことを確認の上、研修機関等の認定を取り消すことができる。

- 1 第7による認定の辞退があった場合
- 2 第4の2の（1）の審査基準を満たしていないと認められる場合
- 3 研修機関として相応しくない行為があった場合
- 4 虚偽の申請があった場合
- 5 その他（知事が特に認めたもの）

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月17日から施行する。
- 2 令和3年度までに農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業等研修機関等認定要領に基づく認定を受け、かつ、研修機関等の認定の取り消しを受けていない研修機関等については、この要領の規定による認定を受けたものとみなす。
- 3 今後、令和3年度までに農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業等研修機関等認定要領に基づく認定を受け、かつ、研修機関等の認定の取り消しを受けた場合は、この要領に基づく認定についても取り消したものとみなす。

(別紙様式第1号)

研修機関等認定（変更）申請書

(新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備))

令和 年 月 日

静岡県知事 (氏名) 様

所在地
研修機関等名称
代表者 職氏名
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）の研修機関等として認定を受けたいので、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等認定要領第4の1に基づき（変更）申請します。

※下線部は変更申請の場合「第6」とする。

1 研修機関等の概要

設置年（経過年数） ※先進農家等の場合は経営開始年（経営年数）	年 月 （ 年）		
研修作目ごとの 研修ほ場の状況 ※派遣研修先含む ※行が不足する場合は適宜追加する	作目名	所有地 (a)	借入地 (a)
研修管理責任者	所属		氏名
連絡先	電話番号		メールアドレス

2 研修管理体制

研修生の健康管理及び事故防止への対応策	
研修実施状況の評価体制	

3 研修期間、研修内容

別紙 1、別紙 2 のとおり

4 研修等に係る手続への協力（同意する場合は下記にチェックをしてください。）

- 私（本法人又は団体）は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づき、静岡県及び交付対象者が行う手続に協力します。
- 私（本法人又は団体）は、公序良俗に反する行為を行いません。
- 私（本法人又は団体）は、研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できます。
- 私（本法人又は団体）は、研修生の研修実施状況について適切な評価ができます。
- 私（本法人又は団体）は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官通知）に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続等に対して協力します。

添付書類

- ① 研修の実施が位置づけられていることがわかる書類（登記簿謄本・定款、法人格の無い団体の場合は規約・設置要領・運営要領・事業計画等。ただし法人格の無い先進農家等を除く。）
- ② 法人格の無い研修団体にあつては構成員全員の所属・役職がわかる名簿

(別紙様式第2号)

研修機関等認定事項の変更届

(新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備))

令和 年 月 日

静岡県知事 (氏 名) 様

所在地

研修機関等名称

代表者 職氏名

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

〇年〇月〇日付〇〇第〇号で認定を受けた事項を下記のとおり変更したので、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等認定要領第6の規定に基づき届け出ます。

記

項目		変更前	変更後
代表者名			
所在地			
連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
研修管理責任者名			
構成員の所属、役職等			
その他			

※変更がわかる資料を添付すること

(別紙様式第3号)

研修機関等認定辞退届

(新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備))

令和 年 月 日

静岡県知事 (氏 名) 様

住 所
研修機関等名称
代表者 職氏名
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

○年○月○日付○○第○号による研修機関等の認定について、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等認定要領第8に基づき辞退します。

1 辞退の理由